

北海道告示第487号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

北海道知事 鈴木 直道

1 小樽都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・4・14号 若松線	小樽市住吉町	小樽市天神2丁目	小樽市奥沢1丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)